

2、争議の手段と解決状況

農民組合が團結の力を以つて折衝せんとするに對して、假令之を回避して個人的解決に導かんとするも容易ならず、勢ひ地主側も亦地主組合の組織に依りて之に對抗せんとするは自然の成行であるが、從來常に農民組合の攻勢的なるに比し地主側の防衛的であつたのが、最近漸やく地主組合が積極的強硬態度に出づるの傾向あるは時局柄注目すべき現象であらう。而して争議の手段戰術に至つては地主側は主として法廷戦に出で立毛差押乃至土地立入禁止や土地返還要求に出づるを常とするが、之に對して先づ右翼日農系組合の指導に依るものは、法廷戦を利用し解決を可及的遷延せしめんとするのであるが、全農系組合の指導するところは概ね合法的解決手段を否認し多數團結の威力を以つて解決せんとし、往々組合員を動員して直接行動に

訴へて地主の合法戰術を不能に陥らしむるのである。

昭和八年中の争議解決状況

發生	前年より繼續	解決	未解決
一五三	六一一	一四三	七二

而して解決一四三件中小作調停を申請せるもの一二〇件にして其の内八三件は既に解決したのであつて小作調停委員會の成績見るべきものあり。

d、小作争議逐年比較表

年 別	件 數	參加地主	小作人	鬻 争	反 別
大正十五年	六二	六九二	一、七四四	一、二五二	反〇
昭和二年	六七	六四六	一、六五六	一、〇五八	二
昭和三年	四二	二七九	六九二	六、六八五	八